

令和6年度

持続可能な上下水道事業の検討に係る企画運営業務
仕様書

令和6年9月

京都市上下水道局経営戦略室

1 委託業務の名称

持続可能な上下水道事業の検討に係る企画運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 業務の趣旨

京都市の水需要はピーク時から20%以上も減少しており、さらに、京都市の人口は減少局面にあることから、今後も水需要の減少は継続し、料金・使用料収入についても減少を見込んでいる。また、生産年齢人口も減少傾向にあり、将来的には事業に携わる人（職員及び事業者）の減少が予想される。

一方で、事業拡張期に整備した施設・管路は順次、更新時期を迎えており、施設等の更新には莫大な額の事業費を要するため、より効果的・計画的に更新する必要がある。加えて、大規模地震への備えや、大雨・台風といった自然災害への対応のほか、環境負荷の軽減など求められる役割は増加している。

これまでから「京の水ビジョン」や「中期経営プラン」を策定し、着実に事業を進めてきたが、このような事業を取り巻く経営環境や長期的な課題を踏まえ、将来にわたって持続可能な上下水道事業を運営していくために、水道・下水道の目指す姿や、20～30年後の事業の方向性について検討を行う必要があると考えており、次代を担う若手職員の意見も積極的に取り入れるため、ワークショップ形式等を想定した若手研究会の立ち上げを予定している。

本業務は、研究会において円滑なコミュニケーションや自由闊達な意見交換が図られ、課題解決に資する効果的な思考ができるよう、より効果的な手法を用いて研究会のコーディネートを行うとともに、成果品となる報告資料の取りまとめ等を行うことを目的とする。

受託業者の選定については、競争性の確保を図るとともに、内容の企画提案等を重視するため、プロポーザル方式によることとし、当該業務の受託を希望する事業者を広く募集する。

5 委託業務の内容

(1) 研究会のコーディネート

令和6年10月～令和7年2月の間に、3回程度（報告会は除く）予定している研究会において、自由闊達で円滑な意見交換が行われ、課題解決に資する効果的な思考ができるようコーディネートを行うこと。

なお、研究会は局内で公募した若手職員（概ね39歳以下）で構成する3グループ（1グループ5～8人程度）のワークショップ形式を想定しており、概ね1回半日を予定している。

(2) 報告会資料の作成・提供

令和7年3月頃に開催を予定している当局内の報告会において、本業務の成果品を用い発表を行うことを予定しており、報告会資料の一部となる研究会での成果物（目指す姿や20～30年後の事業の方向性をまとめたもの）を資料として作成・提供すること。

(3) 独自提案による取組の実施

受託者は、上記の委託業務の内容を含め、本事業の目的の達成に資する提案や独自の企画など、より効果的な取組とするために必要と思われることを他の手法と比較した優位性や経費を含めて提案し、実施すること。実施内容は、当局と協議のうえ、必要に応じて再構築すること。

6 報告書

次に掲げる資料について、委託業務完了後、速やかに作成し、電子データで本市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 研究会の開催報告書及び成果物
- (3) その他、当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

7 支払手続き

委託業務完了後、本市において上記「6 報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求を受けてから契約書の規定日数以内に支払う。

8 留意点

- (1) 本業務で履行した内容は、全て本市に帰属するものとする。受託者は成果品を当局の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に当たっては、当局と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局経営戦略室の指示に従うこと。
- (5) 本業務の一部を第三者に委任する場合は、当局に書面により申請し、承認を得ること。